

# 登録事項証明書交付等申請

船舶法施行細則第 29 条  
(総トン数20トン以上の日本船舶)

## 【申請対象者】

登録事項証明書の交付(又は船舶原簿の閲覧)を請求しようとする者

## 【提出時期】

随時

## 【申請書様式】

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書(申請書式第 12 号)

## 【添付書類】

なし

## 【手数料】(船舶法施行細則第 51 条)

- ◆ 登録事項証明書の交付 1通につき 900円
  - ・ 所定の様式(申請書式第 12 号)に収入印紙を貼付
- ◆ 船舶原簿の閲覧 1船舶1回につき 450円
  - ・ 所定の様式(申請書式第 12 号)に収入印紙を貼付

## 【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)又は、運輸支局(事務所)